

専決処分の報告について

物損事故に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和3年10月5日提出

秦野市長 高橋 昌和



専 決 処 分 書

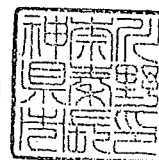
物損事故に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

- 1 賠償金額
187,176円
- 2 賠償の相手方



令和3年9月24日

秦野市長 高橋 昌和



事故の概要

- (1) 発生日時
令和3年8月10日午後2時45分頃
- (2) 発生場所
平塚市西八幡一丁目3番1号（湘南地域県政総合センター）
- (3) 事故の状況
湘南地域県政総合センターの駐車場において、国県事業推進課会計年度任用職員が公用車を駐車し、降車のために運転席側ドアを開けた際、強風にあおられたドアが、隣に駐車していた■■■■さん所有の普通自動車の運転席側後部ドアに接触し、その一部を損傷させた。
- (4) 本市の責任原因
降車時の安全確認不履行
- (5) 本市の過失割合
100パーセント